

石井敏郎議員に対する問責決議

令和2年12月23日、石井敏郎議員は車検切れの車を運転し、いわき市小名浜の店舗駐車場で、後退で出庫しようとした際、停車中の車と接触して、気付かず帰宅し、けが人はなかったと、報道されている。

警察は立件しなかったが、無車検は道路運送車両法違反に当たる。

市議会議員は、法令を順守することはもとより、市民の代表として相応しい活動をするのが求められていることは言うまでもない。

「市民とともに未来をひらくいわき市議会基本条例」においては「高い倫理観の下、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、議員活動の透明性を確保し、市民からの信頼を保持すること」と議員活動の行動規範を規定している。

よって、石井敏郎議員に対し、いわき市議会及び市議会議員に対する市民の信頼を失墜させた責任を問い、市民の代表として高い倫理観と強い責任感を認識することを求め、問責する。

以上、決議する。

令和3年6月10日

いわき市議会